

八頭町介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和6年6月施行版)

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

八頭町内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該他市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、八頭町外の事業者が八頭町の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、八頭町の基準等により、八頭町のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1 八頭町訪問介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA2）

通所型サービス

2 八頭町通所介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA6）

介護予防ケアマネジメントサービス

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表（サービス種類コードAF）

1 八頭町訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

セルは新設・赤字が変更部分です。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 月額単価 ・日割単価	(週1回程度)1月で5回以上の場合	事業対象者・要支援1・2	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			事業対象者・要支援1・2、日割	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(週2回程度)1月で9回以上の場合	事業対象者・要支援1・2	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			事業対象者・要支援1・2、日割	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(週2回を超える程度)1月で13回以上の場合	要支援1・2	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			要支援1・2、日割	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1回あたり単価	(週1回程度)1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援1・2	287	1回につき		
		(週2回程度)1月の中で全部で8回まで		事業対象者・要支援1・2					
		(週2回を超える程度)1月の中で全部で12回まで		要支援1・2					
※共通のコードになります									
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		20分未満の身体介護が中心である場合	事業対象者・要支援1・2 ※1月につき22回まで	163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型サービス費の「イ 月額単価・日割単価」を算定する場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			事業対象者・要支援1・2(週1回程度)、日割	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			事業対象者・要支援1・2(週2回程度)、日割	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			要支援1・2(週2回を超える程度)	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			要支援1・2(週2回を超える程度)、日割	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		訪問型サービス費の「ロ 1回あたり単価」を算定する場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			事業対象者・要支援1・2(20分未満で主に身体介護) ※1月につき22回まで	2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2				所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3				正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が利用者の90%以上の場合(事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 ※1月につき1回まで			50単位加算	50	月1回限度	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2		(5)(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3		(5)(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4		(5)(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5		(5)(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6		(5)(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7		(5)(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8		(5)(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9		(5)(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10		(5)(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11		(5)(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12		(5)(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13		(5)(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14		(5)(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算	

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能
※業務継続計画未策定減算については、令和7年3月31日までの間適用されないため、サービスコードは未設定
※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2 八頭町通所介護相当サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 通所型サービス(独自) 月額単価・日割単価	(週1回程度)事業対象者・要支援1	1月で5回以上の場合		1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		(週1回程度)事業対象者・要支援1、日割			59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		(週2回程度)要支援2	1月で9回以上の場合		3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		(週2回程度)要支援2、日割			119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 通所型サービス(独自) 1回あたり単価	(週1回程度)事業対象者・要支援1	1月の中で全部で4回まで		436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		(週2回程度)要支援2	1月の中で全部で8回まで		447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 通所型サービス(独自) 月額単価・日割単価	(週1回程度)事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			(週1回程度)事業対象者・要支援1、日割	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(週2回程度)要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			(週2回程度)要支援2、日割	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 通所型サービス(独自) 1回あたり単価	(週1回程度)事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき		
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(週2回程度)要支援2	4 単位減算	-4			
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 通所型サービス(独自) 月額単価・日割単価	(週1回程度)事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			(週1回程度)事業対象者・要支援1、日割	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			(週2回程度)要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			(週2回程度)要支援2、日割	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 通所型サービス(独自) 1回あたり単価	(週1回程度)事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			(週2回程度)要支援2	4 単位減算	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合			(週1回程度)事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2				(週2回程度)要支援2	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3				事業対象者・要支援1・要支援2			94単位減算
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 ※週1回の場合は376単位、週2回の場合は752単位が減算の上限				47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	

2 八頭町通所介護相当サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	1月につき
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(週1回程度)事業対象者・要支援1		88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			(週2回程度)要支援2		176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(週1回程度)事業対象者・要支援1		72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			(週2回程度)要支援2		144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(週1回程度)事業対象者・要支援1		24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			(週2回程度)要支援2		48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の64/1000 加算				
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の81/1000 加算				
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2	(5)(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の76/1000 加算				
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3	(5)(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の79/1000 加算				
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4	(5)(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の74/1000 加算				
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5	(5)(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の65/1000 加算				
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	(5)(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の63/1000 加算				
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7	(5)(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の56/1000 加算				
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8	(5)(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の69/1000 加算				
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9	(5)(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の54/1000 加算				
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10	(5)(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の45/1000 加算				
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(5)(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の53/1000 加算				
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(5)(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の43/1000 加算				
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(5)(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の44/1000 加算				
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(5)(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の33/1000 加算				

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能
※業務継続計画未策定減算については、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合は、令和7年3月31日まで適用されない
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2 八頭町通所介護相当サービス(独自)サービスコード表

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21回数・定超		事業対象者・要支援1(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22回数・定超		要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠		事業対象者・要支援1(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	事業対象者・要支援1・2	イ 介護予防ケアマネジメント費	442単位	442
AF	4001	介護予防ケア初回加算		ロ 初回加算	300単位加算	300
AF	8001	介護予防ケア委託連携加算		ハ 委託連携加算	300単位加算	300
AF	6141	介護予防ケア高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位数の 1% 減算	-4
AF	6151	介護予防ケア業務継続計画未策定減算			所定単位数の 1% 減算	-4

※業務継続計画未策定減算については、令和6年度は適用されない